

バイオエタノールの導入拡大に係る危険物規制について

消防庁危険物保安室

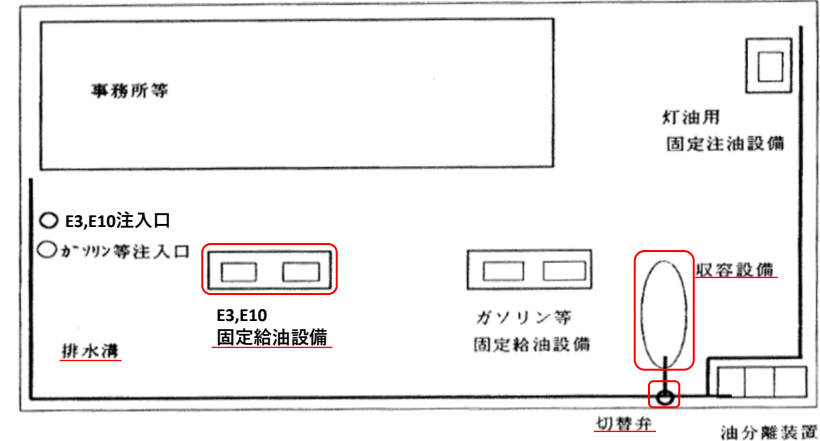
バイオエタノールの導入拡大に係る危険物規制

現状

- 「エネルギー基本計画」（令和7年2月閣議決定）において、「2050年カーボンニュートラル実現に向けて、**2030年度までに最大濃度10%の低炭素ガソリン（E10）の供給開始を目指す。2040年度から最大濃度20%の低炭素ガソリン（E20）の供給開始を追求する**」旨の方針が示されたほか、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「**バイオ燃料を含め、需要創出のための制度の検討を行う**」との方針が示されるなど、バイオエタノールの導入拡大に向けて対応が求められている。
- 消防庁においては、これまでに第四類の危険物のうちエタノールを含有するもの（いわゆるE3,E10）を取り扱う給油取扱所について必要な安全対策の検討を行い、技術基準（危険物の規制に関する規則第28条の2等）を定めている。

＜第四類の危険物のうちエタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所の技術基準（抜粋）＞

- 収容設備等（排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4 m³以上の設備）を設けること。（規則第28条の2第3項第1号）
※一定量以上を収容できる油分離装置を設けた場合は、収容設備等の設置を要しない（平成24年消防危第2号）
- 顧客用固定給油設備の給油ホース等の直近に危険物の品目を表示するとともに、その設備に彩色を施す場合には、定める色とすること。（規則第28条の2の5）
「ハイオクガソリン(E)」又は「ハイオク(E)」・・・ピンク
「レギュラーガソリン(E)」又は「レギュラー(E)」・・・紫
- 自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入するときは、排水溝を切替弁により漏れた危険物を収容する設備に接続すること。（規則第40条の14第1号）



課題

- 低炭素ガソリンの供給開始までに、**既存の給油取扱所の活用**やE10,E20を取り扱う給油取扱所の**消防法令上の問題点**について調査検討する必要がある。

令和7年度の検討について

- E10,E20を想定した**最新の技術開発の状況**及び**既存施設の活用**等を踏まえたバイオエタノールの導入拡大に係る規制について、**先行事例の調査**（海外調査等）を実施することとしてはどうか。
- 上記調査を踏まえ、既存の給油取扱所の活用を視野に入れた課題点の抽出を行うこととしてはどうか。

■ 諸外国のバイオエタノール導入状況

- 多くの国でガソリンへのバイオエタノールの混合が進められている。
- インドは25年までに全土でE20の実現、ブラジルは30年までにE30の実現を目指している。

各国のバイオエタノール混合率



Sources: Inspiro SGS, Ethanol Mandates and Average Content in Gasoline, Jan. 2024, ePure, Overview of Biofuels Policies and Markets across the EU, Feb. 2023.
Note: Some countries only have maximum % blending policies.
(出典) 米国穀物協会 (U.S. Grains Council : USGC) <<https://safemaqazine.com/articles/usac-publishes-new-ethanol-infographics>>